

空き家再生等推進事業

1. 目的

老朽化の著しい住宅が存在する地区において、住環境の改善を図るため、不良住宅又は空き家住宅の除却及び空き家住宅又は空き家建築物の活用を行う。

2. 根拠

小規模住宅地区等改良事業
制度要綱
(平成9年住宅局長通達)

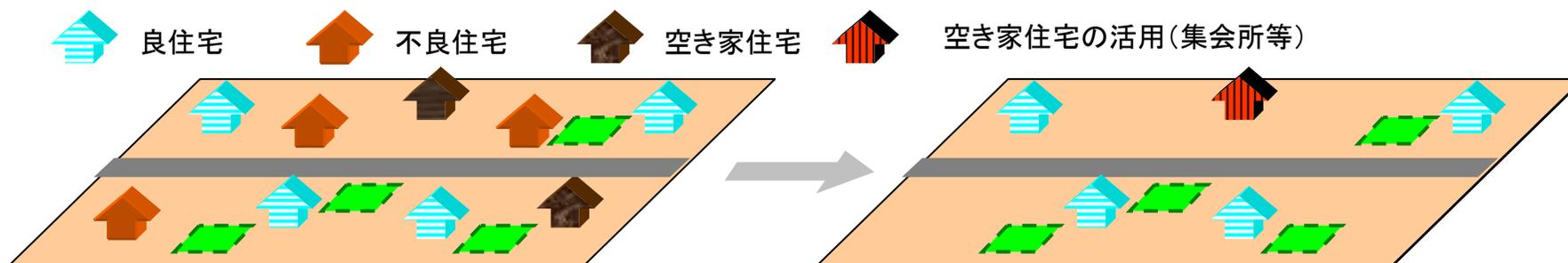
3. 対象地区

過疎地域 又は 旧産炭等地域
ただし平成25年度までは以下のとおり
・除却に関する事業: 過疎地域、旧産炭地域等及び過去5年間(H17国勢調査)において人口の減少が認められる市町村※
・活用に関する事業: 全国
※ 市町村合併以前の旧市町村の区域を含む

4. 補助対象

(補助率)

- ・不良・空き家住宅の除却 (1/2)
- ・除却を行う者に対する経費補助 (1/2)
- ・空き家住宅・建築物の活用 (1/2)
- ・活用を行う者に対する経費補助 (1/3)
- ・所有者の特定に要する費用 (1/2)
- ・津波避難施設等整備 (1/2)



空き家住宅の活用を行った事例(鳥取県智頭町)

